地域未来投資促進法関係 事務手続きの流れ

〔課税の特例の適用を受ける場合〕

① 地域経済牽引事業計画申請に係る事前相談【事業者】



② 地域経済牽引事業計画の承認申請書作成【事業者】



③ 地域経済牽引事業計画の承認申請書提出【事業者→県】



④ 地域経済牽引事業計画の承認【県→事業者】



⑤ 工事着工(施設を建設する場合) 【事業者】



⑥ 課税の特例に係る確認申請書の作成【事業者】



⑦ 課税の特例に係る確認申請書の事前提出【県→国】



⑧ 課税の特例に係る確認申請書の提出【事業者→国】



⑨ 課税の特例に係る確認【国→事業者】



⑩ 施設・設備の取得【事業者】

手続き内容

①県産業政策課への事前相談

・事業計画(投資計画)や計画承認要件等の 確認

②承認申請書の作成

- ・事業者において承認申請書案の作成
- ・県において承認申請書案の内容を確認

③承認申請書の提出

・承認申請書及び関係書類を県に提出

④地域経済牽引事業計画の承認

・県から承認通知を事業者に送付

6確認申請書の作成

- ・事業者において確認申請書案の作成
- ・県において確認申請書案の内容確認

⑦確認申請書の事前提出

- ・国において申請処理に係る主務官庁を調整するため事前に確認申請書案及び地域経済牽引事業計画(作成中の場合は案)を 県から国に提出
- ※申請期限の約2~3週間前
- ・併せて、国において確認申請書案の内容 を確認

⑧確認申請書の提出

・確認申請書及び関係書類を国に提出

⑨課税の特例に係る確認

・国から確認書を事業者に送付

・施設の工事着工前

申請期限等

・設備の<u>発注前</u> (約1月前)

・施設、設備の<u>取得</u> 前

- ※国に課税の特例に係 る確認を受けた後に 取得した設備等が課 税の特例の対象
- ※国の課税特例に係る 確認のスケジュール は、経済産業省ホー ムページで確認
- ※国の課税の特例に係る確認日は申請期限の約1月後